

平成 28 年 5 月 岡崎市文化財保護審議会会議録

開催日時：平成 28 年 5 月 20 日（金） 午後 2 時 00 分～午後 6 時 00 分

開催場所：岡崎市役所西庁舎 7 階 704 号室

出席委員：8 名

加藤安信委員（会長）・野本欽也委員（会長職務代理者）・荻野嘉美委員・
奥田敏春委員・鷹巣純委員・三浦重光委員・山田伸子委員・渡邊幹男委員

欠席委員：3 名

内田尚之委員、小林吉光委員、杉野丞委員

説明のために出席した事務局職員：11 名

社会教育課：小野鋼二課長・柴田英代文化財班班長・小幡早苗主任主査・
山口遥介主査・岸本諭主事・浅井幸恵主事

環境保全課：太田光之自然共生班班長、加藤陽輔主事

公園緑地課：横山晴男課長、小林雄一郎計画班班長、高橋建一技術班班長

傍聴者：なし

議事内容

1 諮問事項

(1) 市指定文化財の新規指定について

(2) 市指定史跡岡崎城跡の現状変更（駐車場精算機改修工事）について

2 協議事項

(1) 市指定史跡岡崎城跡の現状変更（多目的広場防災施設設備工事）について

(2) 市指定史跡岡崎城跡の堀（せせらぎ）改修の検討について

(3) 教育委員会（事務局）による現状変更許可基準の見直しについて

(4) 市指定天然記念物における保存管理計画の策定について

3 報告事項

(1) 平成 27 年度事業報告及び平成 28 年度事業計画について

4 その他

- ・観音寺（下三ツ木町）の火災による市指定文化財「熊毛兜」のき損について
- ・岡崎市歴史的風致維持向上計画の策定について
- ・岡崎城跡菅生川端石垣調査現地説明会実施報告
- ・平成 28 年度日本遺産の審査結果について
- ・次回審議会の開催日について

議題及び議事の要旨

1 諮問事項

(1) 市指定文化財の新規指定について【非公開】

(2) 市指定史跡岡崎城跡の現状変更（駐車場精算機改修工事）について

【社会教育課説明要旨】

歴史資産としての価値を重視した岡崎公園整備を推進し、岡崎城跡への来訪者の増加を図っていく中で、公園来訪者や民間事業者も含め活発に利用されること、幅広い時間

帯利用が見込まれること、人件費削減等の観点から、公園利用の促進、安全・安心を図るとともに公園利用者の利便性の向上を図ることを目的として、駐車場精算機の改修工事を行う。

まず、バス駐車場について、全自動料金精算機を設置する。配線等を設置する必要があるが、過去の立体駐車場の地下部への入口に位置する場所で工事を行うため、今回の掘削が遺構面に影響を与える可能性はない。

次に、乗用車専用駐車場について、防犯カメラ等の取付けを行うが、ポールについては既存の物を利用するため、掘削を伴う工事は電線管のみである。この掘削についても既存の植栽帯内で行うことから、遺構面に影響を与えることはないと考えられる。

尚、設置する精算機の色については、国交省の「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」に基づきダークブラウン（標準マンセル値 10Y R2.0/1.0 程度）を塗布し、景観に配慮した仕上がりとする。

【質疑応答】（・委員意見、→社会教育課回答）

・バスの駐車場については、これまでに大きく掘削が行われた場所であり、埋め立て地で工事の掘削が行われる。乗用車専用駐車場については、掘削は伴うが、過去の調査結果から遺構面には当たらないと考えられる。

・駐車できる時間帯には変更はあるのか。

→現状維持（21 時 30 分）と聞いている。ただ、利用実態に合わせて今後時間帯を変更していくことも考えられる。

・本件については許可とし、社会教育課職員は掘削時には立会を行うこととする。

【諮問結果】可

2 協議事項

（1）市指定史跡岡崎城跡の現状変更（多目的広場防災施設設置工事）について

【社会教育課説明要旨】

岡崎公園は岡崎市地域防災計画において地震時の広域避難場所、大規模な火災時の指定緊急避難場所に指定されており、防災性の高い公園整備が求められている。折しも、昨今発生した熊本地震では甚大な被害が発生し、余震などが続く中、多くの避難者が建物の崩壊を懸念して車中泊で生活している状況が多く見受けられる。

現在、岡崎公園における貴重なオープンスペースである多目的広場に於いて、給水、電気は備わっているが、公共柵が備わっていない。

生命を守るためには日ごろの備えが重要であり、緊急時には遺構確認をせずに公共柵などを設置される可能性もあることから、公園管理者として事前に設置を行い、災害時に備え安全・安心を図ることを目的とする。

なお、今回の工事は現在策定中の岡崎城跡整備計画にある整備や照明設置の邪魔にならない場所に設置する。また、工事によって掘削する範囲は盛土の区域内と考えられ、遺構への影響はないものと想定される。しかし、一部は菅生曲輪発掘調査（H12 実施）が及んでいない場所となるため、事前に試掘調査を実施し、十分な保護層が確保できる設置レベルを提示したい。

【質疑応答】（・委員意見、→事務局回答）

・これは災害時にトイレなどを置いて使用するということか。

→流しとして使われると思われる。トイレを置くと勾配がなくて流れないので、トイレは溜めて使用するようなものを設置することになると思われる。

・これは水の力で流すわけではないのか。

→残飯のような固体は網で受けて、あとは高低差で流すというイメージ。公共枡から汚水枡へ向けて勾配をつけ、高低差をつくる。

・試掘を行って遺構面が想定より上であれば、工事の掘削深度や場所をずらすことを前提にやってほしい。

・この計画は協議のとおり進めてもらえればと思う。試掘については確実に実施し、遺構面との十分な保護層が確保できるよう計画してほしい。

(2) 市指定史跡岡崎城跡の堀（せせらぎ）改修の検討について

【社会教育課説明要旨】

岡崎公園北側の国道1号に面する堀（せせらぎ）は、下水処理場で浄化した水をここまで導入して整備を行ったものである。しかし、平成28年10月をもって給排水が停止となる予定であり、停止後の堀（せせらぎ）の今後の修景や活用方法等を検討することを目的に改修検討業務を行っていく予定である。そのため、事前に審議会委員の意見を伺いたく今回協議する。その上で検討の経過や結果を報告できればと考えている。また、現在、岡崎公園を含む岡崎城跡範囲では、整備基本計画の改訂を進めているため、本業務は暫定的な改修計画検討と位置付けており、抜本的な現状変更が必要になるようなことは行わない。

【質疑応答】（・委員意見、→事務局回答）

→城郭の配置としてはここに堀はなく、今あるものはイメージで作られている。

→将来の整備については、今後公園緑地課と社会教育課で相談して決めていくことになる。今回は水が止まってしまい修景的に問題が生じるため、空堀とするのか、イベントの時だけ水道水を流すのかといった暫定的に行う事項についての相談をしたい。

・堀（せせらぎ）が整備された当時のいきさつについて教えてほしい。試掘や発掘調査は行われたのか。

→これはもともと民有地であり、買い上げをしている。国や県の補助金の制度を使って整備をおこなっている。事前の試掘等はなく、工事の際に立会のみ行った。

・後に岡崎城跡整備基本計画が策定されるため、先ほど提示された内容のような手を加えない形にしておいて、整備基本計画に合わせて整備を行った方がよい。

(3) 教育委員会（事務局）による現状変更許可範囲の見直しについて

【社会教育課説明要旨】

現在、教育委員会事務局による史跡名勝天然記念物に係る現状変更許可事務については、平成19年3月12日の文化財保護審議会にて了承された許可範囲（文化財保護審議会への諮問不要）において事務を執り行っている。その中でも天然記念物は絶えず変化し続ける性質を持っており、対象の現状確認や保護、増殖、研究のために採取や捕獲をして調査等を行うことが想定される。しかし、現在は「植物」、「地質・鉱物」の項目に保護や増殖、研究のための調査に関する許可範囲はなく、時機に合った調査が難しい。そのため、保護や増殖、調査のために実施する採取等に関する記載を追加し、教育委員会事務局による現状変更許可（文化財保護審議会への諮問不要）ができるようにしたい。

【質疑応答】

- ・ 史跡名勝天然記念物すべてにおいて見直すということは難しいので、今回は提案された天然記念物の項目について協議を行いたいということである。量の規定はないのか。枝をたくさん切ってしまうことも考えられるが。
- 量の規定については、許可をする以上、樹勢に影響のない範囲内であることを前提にしているので、特に記載はしていない。
- ・ 採取する量の問題については、常識の範囲内ということでも特に記載しなくてもよいのではないか。
 - ・ 今回提案された調査に関する事項についての追加は可とする。
 - ・ 史跡名勝天然記念物すべての許可範囲について、工作物の設置等についても書かれているが、工作物設置については期間の制限がないものもある。これは現行のままとするつもりであるのか。
- 平成19年に作成ということで、それなりに時間も経っている。県指定文化財の現状変更についても審議会に諮らない案件もあるため、そちらも確認したい。この点については継続協議とし、再度見直す必要がある部分については協議する。

(4) 市指定天然記念物における保存管理計画の策定について

【社会教育課説明要旨】

現在、本市に所在する天然記念物について、保存管理計画は策定されていない。しかし、調査や事業により、現状変更を行う事例が度々発生している。そこで、保存管理計画を策定することにより、それぞれの物件の状況を整理し、現状変更を諮問によるのではなく、都度適切な保存管理の行動として行えるようにしていきたいと考え、策定内容について協議するものである。また、天然記念物の分野毎（植物、動物、地質・鉱物）に策定するのか、指定物件毎に策定するのかについても検討したい。

【質疑応答】

- ・ 今回示された考え方は種別でまとめられたものと個々のものとある。種別でまとめたものを作り、必要なものについては個々の計画を作成するという趣旨であるが、所有者というものを計画の中により明確に位置付けることが必要だと考える。文化財保護法では所有者を第一に書いている。
- ・ 本来であれば、岡崎市の文化財保存管理計画（基本計画）があってそこから各分野が派生していく形がいいと思う。ただ、基本計画の出来上がりを待っていると、それまでは何も進まなくなってしまう。県の基本計画を基にして分野毎に小さなもの作成し、そこから市の基本計画を作る等、できるものから始めていくべきではないか。
- ・ 全体のことをやっていくのであれば、条例に基づいたものとするべき。
- ・ 文化財カルテのようなものを作って、いつどの部分の枝を切ったか、現状変更について、状況などを示して残していくとよい。例えば、岡崎城の場合だと、いつどの部分の発掘が行われ、どこに遺物が保管され、報告書を作ったのかを記載するという個別ものを作っていきのが、市町村が文化財を保存活用していく上で大切なことである。記録としてカルテに残せば、これを見ればすべてわかるので、管理しやすいのではないか。また、指定物件毎に保存管理計画を作成する必要が出てきた時に参考になる。
- ・ 計画案の中の推進体制に協議会を結成するようなことが書かれているが、全体に1つ作るという形がいいのか。

- それぞれではかなりの数になってしまい、大変である。ただ、それぞれに所有者の方がいるので、共同で動ける体制としておきたい。例えば、天然記念物の柵を作り、その所有者と関係づくりをするといったことも考えられる。
- ・順序としては、岡崎市文化財保存管理計画という基本計画があった方がいいのではないかという意見があったが。
 - ・全国的に保存管理計画を作成しているところはあまりない。各委員から提案されたものについて議論をし、岡崎市独自のものを作り上げていくという手法が良いのではないか。
- 基本計画は、来年から歴史文化基本構想の策定が始まるので、兼ねることができると考えている。分野別、物件別に作成されたものについては、構想に入れ込んでいく。
- ・基本計画に入れ込んでいくことを前提に、できるところから作成していくということは良いことである。細かいものを作っていけば、全体が見えてくるだろうし、その中の共通する事項が一つの方向性ようになってくるのではないか。
 - ・各分野で個別に作成するということはできるだろう。ただ、担当をどのように振り分けるか。
 - ・県の保護審議会には部会がある。事務局に計画を全部作れと言ってもまず無理であるから、取り敢えず計画策定に当たって部会を結成してみてもどうか。部会内で事務局職員と委員が相談して、どれであれば作れそうか決めていくことにすればいい。細かく分けてしまうと一対一になってしまうので、分野毎で括ると良い。
 - ・事務局で部会案を作成し、進めていってほしい。

3 報告事項

(1) 平成 27 年度事業報告及び平成 28 年度事業計画について

【社会教育課説明要旨】

平成 27 年度事業報告及び平成 28 年度事業計画について列挙された資料に基づき、説明を行った。

【質疑応答】

特になし。

4 その他

- ・観音寺（下三ツ木町）の火災による市指定文化財「熊毛兜」のき損について
- ・岡崎市歴史的風致維持向上計画の策定について
- ・岡崎城跡菅生川端石垣調査現地説明会実施報告
- ・平成 28 年度日本遺産の審査結果について
- ・次回以降の審議会開催について

次回審議会は 8 月 10 日開催予定。